

厚生労働副大臣

土屋 品子 様

国の施策等に関する
提案・要望書

(平成26年4月)

鳥 取 県

持続可能な介護保険制度の構築について

《提案・要望の内容》

○介護保険制度は国の制度設計による社会保障制度であるため、持続可能な制度の再設計、国と地方の役割分担及び地方の財政負担のあり方について、十分な対応を講ずること。

- 1 低所得者対策として地方に新たな公費負担を求める改正が今国会で審議されているが、制度設計者である国の責任において、適切な財政負担を行うこと。

〔※平成27年度からの第6期介護保険事業支援計画における保険料は、第5期の5,420円/月（全国平均：4,972円/月）からさらに2割程度増加し、6,000円台後半になる見込み。県、市町村の公費負担も増加が続いており、地方の負担は限界に来ている。〕

- 2 要支援者への介護サービスの市町村事業への移行や地域密着型通所介護の創設等の方針が示されているが、介護保険費用総額の縮減に向けた抜本的な見直しを検討すること。

〔※市町村事業への移行等により、制度が複雑化して市町村や市町村包括支援センターの事務量が急激に増す一方、介護保険費用総額の縮減はあまり期待できない。〕

- 3 お泊まりデイサービス問題など、現に発生している制度運営上の課題に対し、国において適切な対応を講ずること。

<参考：本県の状況>

1. 介護保険料基本月額推移



2. デイサービス事業所における宿泊サービス実施状況（平成25年12月時点）

事業所数	実施あり	実施率
302	67	22.2%

肝硬変及び肝がんの患者の支援について

《提案・要望の内容》

- ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成について、ウイルス性肝炎が原因であるすべての肝硬変・肝がん患者などの治療に拡充するなど、支援策のさらなる検討を進めること。

1 肝炎医療費助成制度の拡充

※ 肝硬変・肝臓がんなどへの重篤化予防であり、助成対象となる治療法は、主に肝炎ウイルス除去（肝炎の根治）のための治療に限定されている。

- ・ B型及びC型ウイルス性肝炎・・・インターフェロン治療
- ・ B型ウイルス性肝炎・・・・・・・・・・核酸アナログ製剤治療

※ ウイルス性肝炎が原因であるすべての肝硬変・肝がん患者などの治療に拡充することが必要である。（医療費助成対象外の次の治療法も助成対象へ）

- ・ 肝硬変・肝がんになった場合の治療法
- ・ 肝庇護療法（慢性肝炎から肝硬変への進展を抑える治療方法）等の対処療法 など

2 自己負担額の見直し

※ 保険医療費の自己負担限度額（1万円又は2万円）を上回る額を公費助成しているが、治療が長期にわたると本人負担が高額になるため、自己負担限度額の見直しが必要である。

（例： B型肝炎治療・・・核酸アナログ製剤の長期継続投与が必要）

<参 考>

1 保険医療費の自己負担限度額

世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額（月額）
235,000円未満	10,000円
235,000円以上	20,000円

2 ウイルス性肝炎の患者・感染者の推定数及び肝炎医療費助成対象者数

	ウイルス性肝炎の患者・感染者の推定数	肝炎医療費助成対象者数 （平成25年3月末現在）	
	全 国	全 国	鳥取県
B型	110～140万人	50,238人	631人
C型	190～230万人	12,878人	75人

※鳥取県の肝炎ウイルス陽性率は全国に比べ高い。（平成24年度健康増進事業）

	全 国	鳥取県
B型	0.8	1.7
C型	0.5	0.5

職業訓練の環境整備について

《提案・要望の内容》

- 公共職業訓練の受講者のために、支援制度の柔軟な対応を可能にすること。
- 一定の要件を満たす職業訓練受講者に対し支給されている訓練手当は、近年支給対象者が拡充されているが、国の予算額は年々減少している状況にあるため、適正な予算額を確保すること。

<参考>

○支援制度の柔軟な対応

- ・子育て中の女性、未就労若年者など、就職が困難な者のための職業訓練制度を充実させ、受講者のニーズに応じた柔軟な対応をお願いしたい。

例：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する施設内訓練 及び 都道府県が実施する普通課程への託児サービスの充実など

【子育て中の職業訓練に関するアンケート結果（平成25年9月実施）】

- ・調査方法：鳥取県内3か所のハローワーク内に設置されたマザーズハローワーク等への来所者に回答を依頼（総回答者数：215人）
- ・職業訓練を受講する上での課題

項目	回答者数	割合
育児環境の充実	175人	81%
一日の訓練時間（長さ）	45人	21%
訓練期間（長さ）	30人	14%

○適正な予算額の確保

- ・支給対象者は拡大しているにもかかわらず、国の予算額は減少している。
- ・本県への交付額については、平成26年度分は本県の要望額が認められた。

訓練手当の予算措置状況（鳥取県交付額）

（単位：千円）

年度	平成22	23	24	25	26
交付額	20,177	23,904	21,345	18,237	22,641

手話言語法(仮称)及び情報コミュニケーション法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

○手話言語法(仮称)を制定し、手話を使いやすい社会の実現に向けて取り組むこと。

※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられているが、音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分である。

※鳥取県においては、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定。その後、北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市においても同様の条例が制定されたほか、手話言語法制定を求める意見書が多くの方で採択されるなど、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。

※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。

○情報コミュニケーション法(仮称)を制定し、誰もが必要な情報を得て、コミュニケーションを図れる地域社会の実現に向けて取り組むこと。

※音声や文字表記等による意思疎通が困難な障がい者は、これらに代えて、手話、筆記、点字、触覚等を使用して意思疎通を図るが、このような障がい特性について、社会の理解や配慮は十分とは言えないのが実態。

※情報アクセス及びコミュニケーションの保障は、障がい者が社会参加する上での基盤となるものであり、法整備が必要である。

※鳥取県においては、「鳥取県手話言語条例」の制定により手話の取組を前進させるとともに、これをさらに広げ、情報アクセス及びコミュニケーションに関する支援についても取組を強化しているところ。

<参考：本県の取組>

1. 鳥取県手話言語条例の制定

- 平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。
- 手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



2. ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

- タブレット型端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者(手話通訳センターに常駐)が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションをサポートする仕組み。
- 県内20名のろう者をモニターとして、ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。
- 本事業で使用するタブレット型端末には購入費助成制度を設定。(9割助成)
- 鳥取方式は窓口設置型だけではなく、ろう者が持っている端末からもセンターへアクセス可能。

原子力発電所における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実にできるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化及び現在のヨウ化カリウム末の製品の調剤が容易な包装単位への変更を製薬メーカーに働きかけること。

<参考>

- ※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。
UPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。

